

議員提出議案第1号

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年3月27日提出

提出者

亀山市議会議員 服部孝規

賛成者

亀山市議会議員 中村嘉孝

同 櫻井清蔵

亀山市議会議長 西川憲行様

別紙

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書

## 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから70年以上経過した平成29年7月、ついに「核兵器禁止条約」が122カ国の賛成多数により採択されました。

この条約では、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、あらゆる活動を禁止するとともに、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法などに反するものであると断罪し、今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

これは、被爆者とともに我々国民が長年に渡り切望し続けてきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なことでもあります。

また、平成29年9月から始まった国連総会では、核兵器禁止条約を「歴史的な成果」と位置づけ、多数の非核保有国が禁止条約を支持し、「核兵器のない世界」へ更なる行動を始めたことは重要であります。中でも、加盟国の3分の2近くの賛成で採択された決議「多国間核軍縮交渉の前進」は、全ての国が核兵器禁止条約に署名し、批准することを国連決議として初めて加盟国に呼びかけました。

条約によって、核兵器を違法化し、禁止する国際的な規範が打ち立てられたことで、核軍縮の議論に新たな変化が生まれてきています。

こうした中、唯一の被爆国であるにもかかわらず、政府が条約の交渉にさえ参加しない態度をとり続けていることは、今なお苦しんでいる広島・長崎の被爆者の願いに背を向けるものであります。

核兵器禁止条約の批准を求める声は、政治的立場を超えて広がっており、今こそ核の傘から脱却し、核兵器の禁止と廃絶を求める世界の流れと連帯することが求められています。

よって、恒久平和を強く願い、「非核平和都市宣言」を議決している亀山市議会としては、政府が早期に核兵器禁止条約を批准されますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月27日

三重県亀山市議会議長 西川 憲行

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
外務大臣	河 野 太 郎	様
防衛大臣	小野寺 五 典	様
衆議院議長	大 島 理 森	様
参議院議長	伊 達 忠 一	様